

令和 7 年度 第 2 回香川県道路メンテナンス会議

- ・日時：令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）
1 4 : 1 5 ~ 1 5 : 1 5
- ・場所：香川河川国道事務所 3 F 災害対策室
※WEB併用

議 事 次 第（案）

1. 開会

2. 議事

- 1) 令和 6 年度活動報告と令和 7 年度活動状況及び活動計画(案)（ P7～17）
- 2) 点検結果及び計画（P18～28）
 - ・ 令和 6 年度の点検結果の概要（橋梁）
 - ・ 3 巡目点検計画（令和 6 年度から令和 1 0 年度）
- 3) 判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置の実施状況（P29～34）
 - ・ 2 巡目の点検施設における修繕等措置の実施状況
 - ・ 補修事例
- 4) 個別施設計画の策定・更新状況（橋梁）（P35～42）
- 5) 道路事業における地域一括発注の取組（P43～45）
- 6) 道路メンテナンスの技術支援（研修）（P46～50）
- 7) その他

3. 閉会

香川県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「香川県道路メンテナンス会議」(以下、「本会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、香川県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、老朽化対策など計画的かつ円滑な道路管理促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有・発信に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の技術基準類等の共有や技術支援に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

2. 本会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議(専門部会含む)については、非公開でおこなうものとする。

(組 織)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、香川県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。

2. 本会議には、会長及び副会長を1名置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長、副会長は香川県土木部道路課長とする。

3. 本会議の構成は「別表」のとおりとする。

ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。

4. 会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。

5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

(事務局)

第5条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所および、香川県土木部道路課に置く。

3. 事務局は、次の事項について調整する。

- (1) 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
- (2) 本会議における審議議題の調整
- (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
- (4) その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、本会議の承認により行うことができる。

（その他）

第7条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

（附則）

本規約は、平成26年 6月 9日から施行する。

専門部会として、香川県跨道橋連絡部会を平成26年12月25日より設置する。

本規約は、平成27年 5月28日に一部変更する。（別表）

本規約は、平成28年 5月19日に一部変更する。（別表）

専門部会として、香川県道路鉄道連絡会議を平成29年2月17日より設置する。

本規約は、令和 4年10月31日に一部変更する。（別表）

本規約は、令和 6年10月29日に一部改正する。

専門部会として、香川県地下占用物連絡会議を令和7年4月30日より設置する。

香川県道路メンテナンス会議 委員名簿

令和6年10月29日現在

	組 織 名	役 職
会 長	国土交通省四国地方整備局	香川河川国道事務所長
副会長	香川県土木部	道路課長
	西日本高速道路株式会社 四国支社	香川高速道路事務所長
	本州四国連絡高速道路株式会社	坂出管理センター所長
	高松市	都市整備局長
	丸亀市	都市整備部長
	坂出市	建設経済部長
	善通寺市	都市整備部長
	観音寺市	建設部長
	さぬき市	建設経済部長
	東かがわ市	事業部長
	三豊市	建設部長
	土庄町	建設課長
	小豆島町	建設課長
	三木町	土木建設課長
	直島町	建設経済課長
	宇多津町	地域整備課長
	綾川町	建設課長
	琴平町	地域整備課長
	多度津町	建設課長
	まんのう町	建設土地改良課長
オブザーバー	国土交通省四国地方整備局	道路部 道路保全企画官
	国土交通省四国地方整備局	道路部 地域道路課長
	国土交通省四国地方整備局	四国技術事務所長
事務局	国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所	
	香川県 土木部 道路都市局 道路維持課	

1)令和6年度活動報告と令和7年度活動状況 及び活動計画(案)

令和6年度 香川県道路メンテナンス会議 活動報告

	道路メンテナンス会議			研修	支援講習等 (道路メンテナンス担当者会議)	7 7 条調査 ※ 1	広報
	本会議	専門部会					
		跨道橋連絡部会	道路鉄道連絡会議				
4 月							
5 月							
6 月					定期点検要領改訂説明会 (第 1 回道路メンテナンス担当者会議) (R6.6.13)		
7 月					第 1 回技術講習会 (第 2 回道路メンテナンス担当者会議) (R6.7.26)		定期点検要領改訂説明会 第 1 回技術講習会 ・ 実施後資料HPへ掲載 (R6.7.31)
8 月				橋梁初級Ⅰ (R6.8.26～30) 中止			道路メンテナンス年報 (R5年度版) 公表(R6.8.26)
9 月							
1 0 月	R 6 第1回道路メンテナンス会議 (R6.10.29) 第10回跨道橋連絡部会 (R6.10.29)			トンネル初級 (R6.10.16～18)			
1 1 月				橋梁初級Ⅱ (R6.11.26～27)			第 1 回道路メンテナンス会議 ・ 会議後資料HPへ掲載 (R6.11.12)
1 2 月					第 2 回技術講習会 (第 3 回道路メンテナンス担当者会議) (R6.12.17)		第 2 回技術講習会 ・ 実施後資料HPへ掲載 (R6.12.23)
1 月			第 9 回 道路鉄道連絡会議 (R7.1.27)				
2 月					第 3 回技術講習会 (第 4 回道路メンテナンス担当者会議) (R7.2.21)	R 6 年度版※ 2 依頼	第 3 回技術講習会 ・ 実施後資料HPへ掲載 (R7.2.26)
3 月				R 7 研修案内		R 6 年度版※ 3 依頼 R 6 年度版※ 2 期限	

※1) 道路法第77条第1項に基づく、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査
 ※2) 道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う点検の対象道路施設
 ※3) 舗装・道路土工構造物・小規模附属物

令和6年度 香川県道路メンテナンス会議 活動報告

日程	会議名	主な内容	参加自治体数
R6.6.13(木)	定期点検要領改訂説明会 (第1回道路メンテナンス担当者会議)	現場実習・座学 定期点検要領改訂説明会	19団体
R6.7.26(金)	第1回技術講習会 (第2回道路メンテナンス担当者会議)	現場実習・点検支援技術活用講習（構造物非破壊点検技術2技術）	8団体
R6.10.29(火)	第1回道路メンテナンス会議	・ R 5 活動報告・R6活動状況及び計画 ・ R 5 点検結果の概要及び3巡目点検計画の確認 ・ 判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置状況（1巡目と1 + 2巡目） ・ 代表的な措置完了事例 ・ 個別施設計画策定更新状況 ・ 地域一括発注 ・ 情報提供 ・ 意見交換	19団体 (2団体欠席 事後説明)
	第10回跨道橋連絡部会	・ 跨道橋の点検及び補修状況と今後の予定 ・ 情報提供 ・ 意見交換	15団体
R6.12.17(火)	第2回技術講習会 (第3回道路メンテナンス担当者会議)	現場実習・橋梁補修技術の実習	17団体
R7.1.27(月)	第9回道路鉄道連絡会議	・ 道路鉄道連絡会議の概要 ・ 跨線橋等の点検結果及び修繕の状況 ・ 跨線橋の点検及び修繕の実績・計画 ・ 意見交換	14団体
R7.2.21(金)	第3回技術講習会 (第4回道路メンテナンス担当者会議)	現場実習・構造物補修技術の実習	7団体

令和7年度 香川県道路メンテナンス会議 活動状況及び活動計画（案）

	道路メンテナンス会議				研修	支援講習等 (道路メンテナンス担当者会議)	77条調査 ※1	広報
	本会議	専門部会						
		跨道橋連絡部会	道路鉄道連絡会議	地下占用物連絡会議				
4 月	第 1 回 道路メンテナンス会議 (R7.4.30)			第 1 回 地下占用物連絡会議 (R7.4.30)				
5 月								第 1 回地下占用物連絡会議 ・ 会議後資料HPへ掲載 (R7.5.7)
6 月								
7 月				第 2 回 地下占用物連絡会議 (R7.7.28)		第 1 回技術講習会 (第 1 回道路メンテナンス担当者会議) (R7.7.22)		第 1 回技術講習会 ・ 実施後資料HPへ掲載 (R7.7.28)
8 月					橋梁初級Ⅰ (R7.8.25～8.29)			道路メンテナンス年報 (R6年度版) 公表(R7.8.26)
9 月								
10 月	R7 第2回道路メンテナンス会議 (R7.10.28) 第11回跨道橋連絡部会 (R7.10.28) 第10回道路鉄道連絡会議 (R7.10.28)				トンネル初級 (R7.10.22～10.24)			
11 月								第2回道路メンテナンス会議 ・ 会議後資料HPへ掲載
12 月					橋梁初級Ⅱ (R7.12.2～12.5)	第 2 回技術講習会 (第2回道路メンテナンス担当者会議) (R7.11月～12月)		第 2 回技術講習会 実施後資料HPへ掲載
1 月				第10回 道路鉄道連絡会議 (R7.1)				
2 月							R7 年度版※ 2 依頼	
3 月					R8 研修案内		R7 年度版※ 3 依頼 R7 年度版※ 2 期限	

※1）道路法第77条第1項に基づく、道路の維持又は修繕の実施状況に関する調査
※2）道路法施行規則第4条の5の6の規定に基づいて行う点検の対象道路施設
※3）舗装・道路土工構造物・小規模附属物

令和7年度 香川県道路メンテナンス会議 活動状況及び活動計画内容（案）

日程	会議名	主な内容	備考
R7.4.30(水)	第1回道路メンテナンス会議	・規約改正について	実施済
R7.4.30(水)	第1回道路メンテナンス会議 第1回地下占用物連絡会議	・地下占用物連絡会議の設置について ・道路の老朽化対策と陥没事案への対応 ・今後の進め方（案）について	実施済
R7.7.22(火)	第1回技術講習会 (第1回道路メンテナンス担当者会議)	構造物点検支援技術の実習	実施済
R7.7.28(月)	第2回地下占用物連絡会議	・全国で発生した最近の道路陥没事例 ・下水道に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会（第二次提言） ・令和6年度の点検実施状況 ・道路法施行規則の一部を改正する省令	実施済
R7.10.28(火)	第2回道路メンテナンス会議 第10回道路鉄道連絡会議	・R6活動報告・R7活動状況及び計画 ・R6点検結果の概要及び3巡目点検計画の確認 ・判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置状況（1巡目と1+2巡目） ・代表的な措置完了事例 ・個別施設計画策定更新状況 ・地域一括発注 ・情報提供 ・意見交換	本日
	第11回跨道橋連絡部会	・跨道橋の点検及び補修状況と今後の予定 ・情報提供 ・意見交換	本日
R6. 11～12月	第2回技術講習会 (第2回道路メンテナンス担当者会議)	現場実習・新技術活用等による補修工法	
R8. 1～2月	第11回道路鉄道連絡会議	・道路鉄道連絡会議の概要 ・跨線橋等の点検結果及び修繕の状況 ・跨線橋の点検及び修繕の実績・計画 ・意見交換	

定期点検要領改定説明会(香川県内)～第1回香川県道路メンテナンス担当者会議～

四国地方整備局

- 定期点検要領改定の主旨を理解してもらうことを目的に、香川県内の道路管理者への説明会を開催。
- 健全性の診断の区分の決定にあたって、点検のポイントを現地で実感してもらい、記入様式との関係を理解してもらいながら、どういふことを記録として記載すればよいか、今回様式の有用性についても理解してもらった。

■日 時：
令和6年6月13日(木)
13:00～16:40

■実施橋梁：
①国道32号 成合大橋(国)
②円座町14号線1号橋(高松市)
③県道三木国分寺線 香東大橋(香川県)

■参加者：
香川県道路メンテナンス会議担当者
(香川河国、香川県、15市町) 48名
道路局国道・技術課 2名
国土技術政策総合研究所 1名
四国地方整備局 4名
四国技術事務所 5名
(一財)橋梁調査会 5名
(株)四電技術コンサルタント 1名

■行 程：
13:00 現地集合
13:05 点検要領改定概要説明
13:35 実橋説明 ①成合大橋
14:10 実橋説明 ②円座町14号線1号橋
14:25 実橋説明 ③香東大橋
15:40 意見交換会
16:40 閉会



点検要領概要説明(成合大橋)



実橋説明(円座町14号線1号橋)



実橋説明(高東大橋)



意見交換内(香川河川国道事務所)

令和6年度第2回技術講習会(令和6年度 第2回香川県道路メンテナンス担当者会議)開催概要

○香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。

○午前は、国道11号 丸亀大橋において、性能カタログ掲載点検支援技術の実習を行い、点検支援技術の活用により作業の安全性向上や効率化が図られることを学習した。

○午後は、同橋において、任意参加にて、現場ニーズに対して提案された開発中の点検診断支援技術の実習を行い、今後、様々な職種での人員不足の解消が図られてゆくことを実感した。

【開催日時・場所等】

* 日 時：令和6年7月26日（金）10：30～14：00

* 場 所：国道11号「丸亀大橋」（丸亀市土器町）

* 参加者：国・県・市町・他29名※県下6市町が参加

【開催内容】

第1部：橋梁点検支援技術（性能カタログ技術「ひびみっけ」）の実習

AIを用いてひびわれの自動検出や計測を画像解析

第2部：現場ニーズに対して提案された開発中技術の実習 ※第2部は任意参加

橋梁の点検診断・原因解析等にAIを用いたタブレットシステム



副会長挨拶



「性能カタログ技術（ひびみっけ）」（技術説明・技術体験）



「AIによるタブレットシステム」（技術説明・技術体験）

令和6年度 道路構造物管理実務者研修(橋梁初級Ⅱ) 開催概要

- 橋梁初級Ⅱ研修は、地方自治体職員の技術力育成のため、令和2年度より全国共通に開催されています。
- 道路橋定期点検要領の「措置」に関する研修であり、過不足のない修繕などの実施にあたり必要な基礎知識の習得を目的に四国では整備局管内の地方自治体を対象に香川県内を主会場として実施しています。
- 今年度、香川県内からは香川県、高松市の2団体5名が参加されました。

■開催日：令和6年11月26日（火）～ 令和6年11月27日（水）

■場 所：座学（WEB）

■カリキュラム：

< 1日目：座学（WEB） >

- ・ 性能の設定と力学の選定における原理
- ・ 部材の強度の回復・向上のための代表工種に見る補修補強の力学原理
- ・ 腐食要因の除去と腐食対策
- ・ 鋼橋・鋼部材の補修補強事例

< 2日目：座学（WEB） >

- ・ 補修補強設計のための調査と構造解析
- ・ コンクリート部材の補修補強にあたっての事前・事後処理
- ・ コンクリート橋・コンクリート部材の補修補強事例
- ・ 下部構造及び上下部接続部の補修補強事例
- ・ 補修補強実施のためのマネジメント
- ・ 経過観察及びモニタリング計画

■開催状況：



座学配信状況



座学配信状況

令和6年度第2回技術講習会(令和6年度 第3回香川県道路メンテナンス担当者会議)開催概要

- 香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。
- 午前は、新技術活用、長寿命化修繕計画等の連絡事項について座学を行った。
- 午後からは、県道岡本香川線の河辺橋歩道橋において、補修概要・安全管理・新技術活用等施工現場の実習を行い、橋梁補修施工現場の安全性向上や効率化が図られていることを学習した。

【開催日時・場所等】

- * 日 時：令和6年12月17日（火）10：30～15：00
- * 場 所：座学：香川河川国道事務所災害対策室よりオンライン
現場実習：県道岡本香川線の河辺橋歩道橋（高松市川部町）
- * 参加者：国・県・市町等26名
※県下15市町が参加



←座学

「河辺橋歩道橋補修工事」
に関して工事概要（ひび割れ補修塗布工法、排水施設工）の説明↓



（新技術による補修）
ひびわれ補修剤「アルファテック」による補修実演
補修剤調合↓ 補修剤塗布→



補修完了状況確認（床板）↓



主な意見
・規模が小さな橋梁にも適用
できるので参考になった

令和6年度第3回技術講習会(令和6年度 第4回香川県道路メンテナンス担当者会議)開催概要

- 香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。
- 国道11号東かがわ市引田の中山池沿道において、補修概要・新技術活用等施工現場の実習を行い、構造物補修施工現場の効率化・周辺環境負荷低減が図られていることを学習した。

【開催日時・場所等】

- * 日 時：令和7年2月21日（金）13：30～15：00
- * 場 所：現場実習：国道11号東かがわ市引田の中山池沿道
- * 参加者：国・県・市町等15名 ※県及び5市町が参加

①杭打機が杭上自走により交通規制を最小限に



②電線近接の場合でも、継杭により上部障害対応可能



③施工済杭上からの施工であるため、反力を管理しながらの施工



主な意見

- ・橋梁桁下の矢板締切にも適用できるので参考になった

「令和6年度 高松管内防災対策工事」の工事概要説明↓



令和7年度第1回技術講習会(令和7年度 第1回香川県道路メンテナンス担当者会議)開催概要

- 香川県内の関係機関の連携による検討体制を整え、課題の状況を継続的に把握・共有し、効果的な老朽化対策の推進を図ることを目的に、道路メンテナンス業務の担当者を対象とした担当者会議を開催。
- 第1部は、点検技術概要、連絡事項について座学を行った。
- 第2部は、国道32号の成合大橋において、新技術活用等点検現場の実習を行い、点検作業や点検結果入力作業の効率化について学習した。

【開催日時・場所等】

- * 日 時：令和7年7月22日（火）
13：30～14：40
- * 場 所：国道32号の成合大橋
（高松市成合町）
- * 参加者：国・県・市町等35名
※県下12市町が参加

(司会)香川県道路課



本局保全官挨拶



点検技術概要の説明



(新技術による点検)

「キズミー1」による点検実演・体験



(新技術による点検結果入力)

「タブレット技術」による入力実演・体験



主な意見

- ・規模が小さな構造物にも適用できるので参考になった

2)点検結果及び計画

道路メンテナンス年報(2024年度)の公表

橋梁等の2024年度(令和6年度)点検結果をとりまとめて、道路メンテナンス年報を公表

記者発表資料

令和7年8月25日 道路局 国道・技術課



令和7年8月 25 日
道路局 国道・技術課

橋梁等の2024年度(令和6年度)点検結果をとりまとめ ～道路メンテナンス年報(3巡目1年目)の公表～

2013年度の道路法改正等を受け、2014年度より道路管理者は全ての橋梁、トンネル、道路附属物等について、5年に1度の点検が義務付けられています。2018年度に1巡目点検、2023年度に2巡目点検が完了し、2024年度から3巡目点検が実施されています。
今般、2024年度までの点検や診断結果、措置状況等を「道路メンテナンス年報」としてまとめましたのでお知らせいたします。

〇主なポイント

1. 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検は平準化が図られつつある(p1)

➤ 3巡目1年目(2024年度)の点検実施状況は、橋梁:18%、トンネル:17%、道路附属物等:18%と、2巡目1年目を上回っており、着実に平準化が図られつつあります。

2. 措置が必要な橋梁数は着実に減少し、予防保全への移行に向け進捗(p3)

➤ 2024年度末時点で、建設後50年以上経過した橋梁数は、2018年度末時点と比較して増加(約13万橋⇒約23万橋)している一方、判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁数は着実に減少(約6.9万橋⇒約5.3万橋)しており、予防保全への移行に向け修繕等措置は着実に進捗しています。

※判定区分Ⅲ:早期に措置を講ずべき状態 判定区分Ⅳ:緊急に措置を講ずべき状態

3. 地方公共団体の修繕等措置の着手状況に遅れ(p6)

➤ 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずるべきとしていますが、2019年度点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁のうち、地方公共団体の修繕等の措置の着手率は76%にとどまっております。

4. 集約・撤去・機能縮小等を検討する地方公共団体は着実に増加(p8)

➤ 地方公共団体における施設の集約・撤去・機能縮小等の検討状況は、2019年度末より毎年着実に増加しており、2024年度末時点では92%となっています。
➤ なお、道路橋等の集約・撤去事例集については、地方公共団体の取組の一助になるよう、以下のWebページにてご覧いただけます。
<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/pdf/tekkyo-jirei.pdf>

5. 路面下空洞調査の実施状況【新規】(p9)

➤ 国土交通省が2024年度に実施した路面下空洞調査の調査延長は3,079kmであり、調査対象延長の約15%となっております。
➤ 発見された空洞のうち路面陥没の可能性が高いと判定された空洞は119箇所、すべての箇所修繕等に着手しております。

6. 地下占用物の調査結果をとりまとめ【新規】(p10)

➤ 新たに設置した「地下占用物連絡会議」の場を通じて、占有事業者が実施した調査結果を道路管理者と共有を開始しました。
➤ メンテナンス年報では、主な地下占用物(電力、通信、ガス、上下水道)の調査・修繕の実施状況をとりまとめました。

道路メンテナンス年報は、以下のWebページにてご覧いただけます。
https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/yobohozen/yobohozen_maint_index.html

1. 橋梁・トンネル・道路附属物等の点検は平準化が図られつつある(p1)

3巡目1年目(2024年度)の点検実施状況は、橋梁:18%、トンネル:17%、道路附属物等:18%と、2巡目1年目を上回っており、着実に平準化が図られつつあります。

2. 措置が必要な橋梁数は着実に減少し、予防保全への移行に向け進捗(p3)

2024年度末時点で、建設後50年以上経過した橋梁数は、2018年度末時点と比較して増加(約13万橋⇒約23万橋)している一方、判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁数は着実に減少(約6.9万橋⇒約5.3万橋)しており、予防保全への移行に向け修繕等措置は着実に進捗しています。

※判定区分Ⅲ:早期に措置を講ずべき状態 判定区分Ⅳ:緊急に措置を講ずべき状態

3. 地方公共団体の修繕等措置の着手状況に遅れ(p6)

判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずるべきとしていますが、2019年度点検で判定区分Ⅲ・Ⅳと診断された橋梁のうち、地方公共団体の修繕等の措置の着手率は76%にとどまっております。

5. 路面下空洞調査の実施状況【新規】(p9)

国土交通省が2024年度に実施した路面下空洞調査の調査延長は3,079kmであり、調査対象延長の約15%となっております。

発見された空洞のうち路面陥没の可能性が高いと判定された空洞は119箇所、すべての箇所修繕等に着手しております。

<問い合わせ先>

道路局 国道・技術課 道路メンテナンス企画室 課長補佐 三好、中村(内線 37892、37863)

電話:(代表) 03-5253-8111、(直通) 03-5253-8494

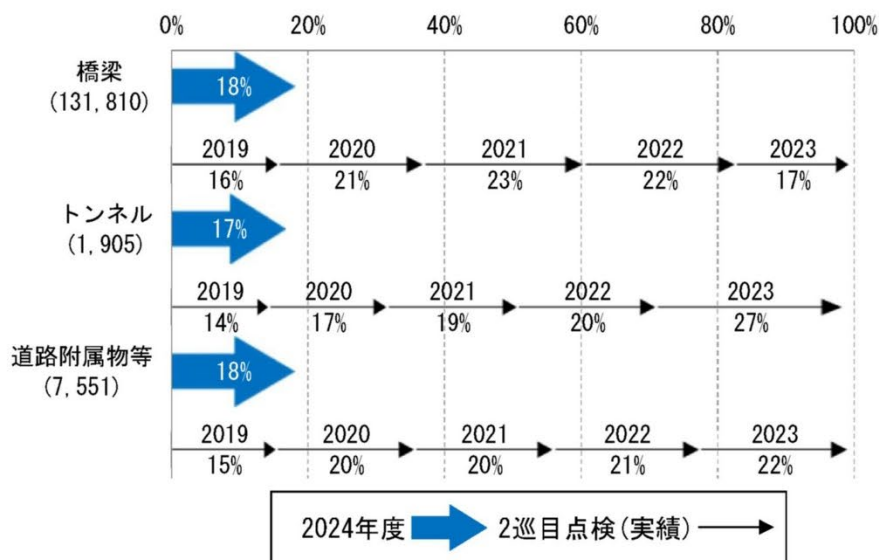


[全国] 橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 3巡目

- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検実施状況は、橋梁:18%、トンネル:17%、道路附属物等※18%となっており、2巡目1年目を上回り着実に進捗している。
- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:7%、トンネル:24%、道路附属物等:9%

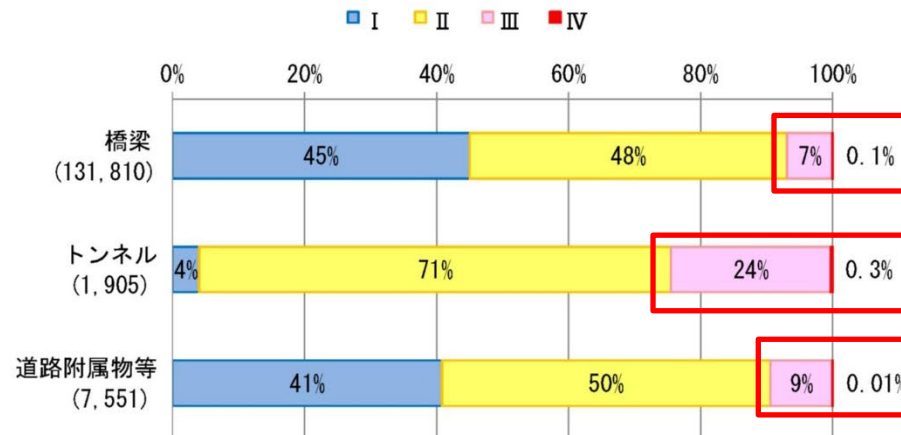
※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

3巡目(2024年度)の点検実施状況



※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3巡目(2024年度)の点検結果



※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

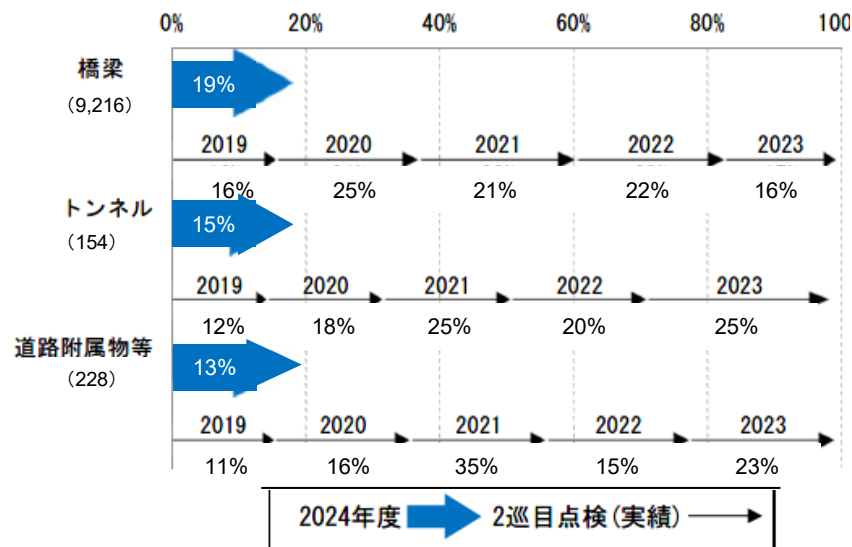
判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【四国】橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 3巡目(2024年度)

- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検実施状況は、橋梁:19%、トンネル:15%、道路附属物等※:13%となっており、2巡目1年目を上回り着実に進捗している。
- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:7%、トンネル:20%、道路附属物等:4%。

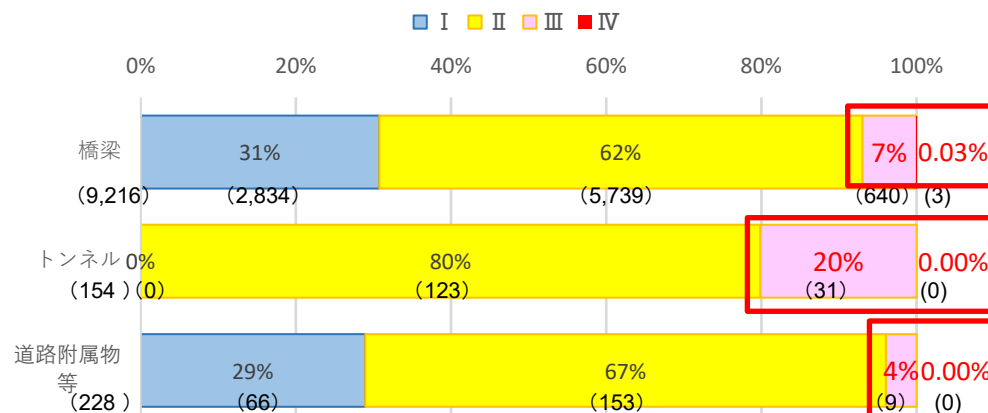
※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

3巡目(2024年度)の点検実施状況



※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。
※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

3巡目(2024年度)点検結果(四国)



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

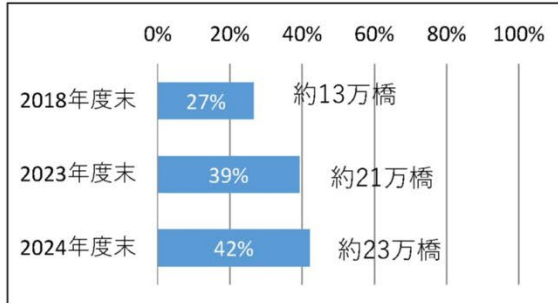
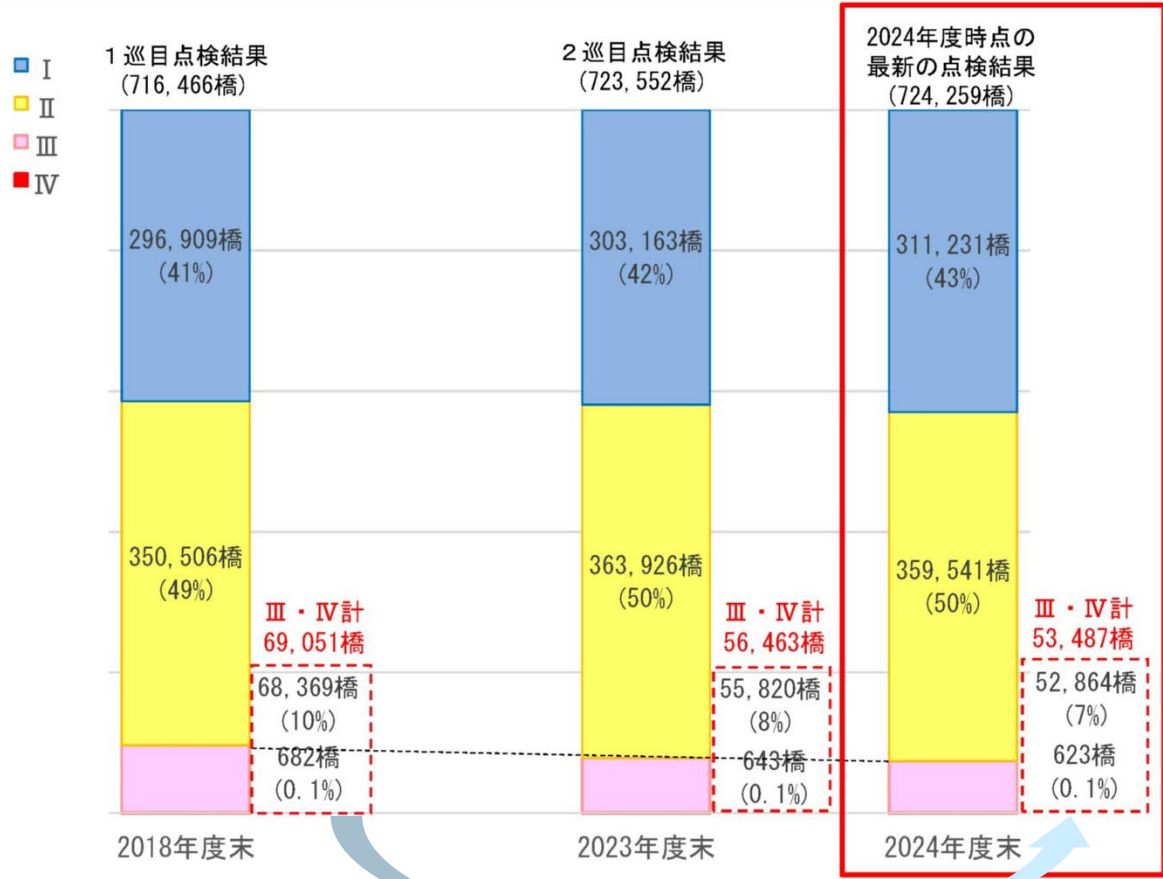
判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【出典】R7.8 道路メンテナンス年報

[全国] 2024年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

○2024年度末時点で、建設後50 年以上経過した橋梁数は、2018年度末時点と比較して増加(約13万橋⇒約23万橋)している。

○一方、判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁数は着実に減少(約6.9 万橋⇒約5.3万橋)しており、**予防保全への移行に向け修繕等措置は着実に進捗**しています。



(参考) 建設後50年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定Ⅳの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

【四国】2024年度末時点の橋梁、トンネル等の判定区分毎の施設数と割合

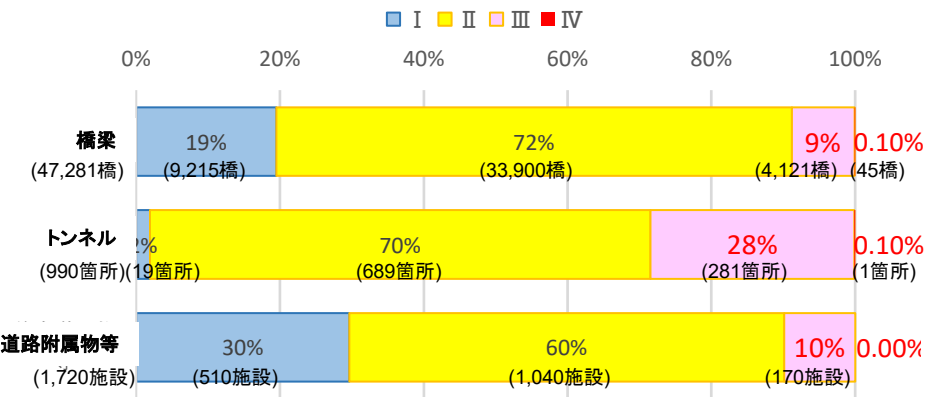
○平成26年度より橋梁・トンネル・道路附属物等について5年に1回の点検が義務化。
(1巡目:平成26年度～平成30年度、2巡目:令和元年度～令和5年度、3巡目:令和6年度～)

○2024年度末時点の点検結果(区分Ⅲ、Ⅳ)は、四国の全道路管理者で、橋梁約8%、トンネル約26%、道路附属物等※約9%。

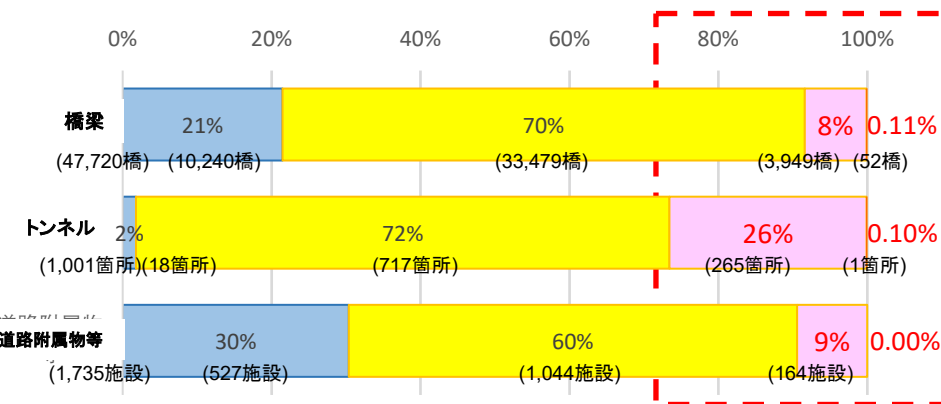
○判定区分Ⅲ、Ⅳは、1巡目点検終了時点と比較すると着実に減少。

※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

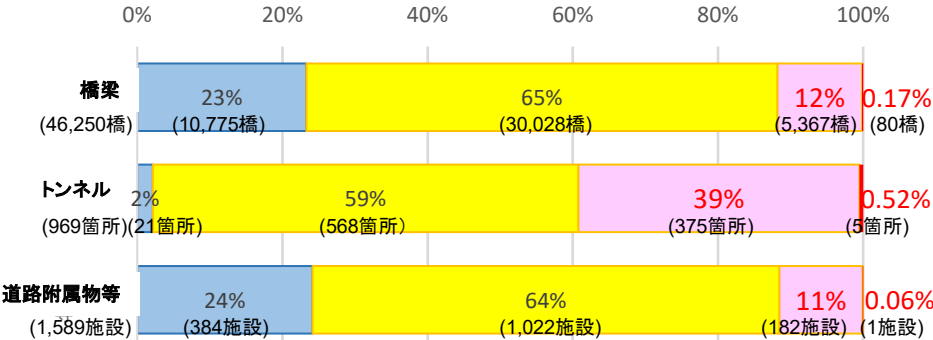
2巡目 (R元～R5) 点検結果 (四国)



2024年度末時点の最新の点検結果 (四国)



1巡目 (H26～H30) 点検結果 (四国)



※R6年度道路メンテナンス年報(R7.8公表)より

区 分		定 義
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【全国】2巡目点検で判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 2巡目(2019年度～2023年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024年度末時点で国土交通省:78%、高速道路会社:61%、地方公共団体:58%、完了した割合は、国土交通省:36%、高速道路会社:34%、地方公共団体:32%
- 判定区分Ⅲ・Ⅳである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	2024年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)		(参考)2023年度末時点	
				点検年度	0% 20% 40% 60% 80% 100%	措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	3,707	2,891 (78%)	816 (22%)	2019	73%	2,380 (64%)	713 (19%)
				2020	43%		
				2021	26%		
				2022	22%		
				2023	13%		
高速道路会社	2,716	1,662 (61%)	1,054 (39%)	2019	74%	1,223 (45%)	530 (20%)
				2020	47%		
				2021	29%		
				2022	19%		
				2023	13%		
地方公共団体	49,011	28,537 (58%)	20,474 (42%)	2019	52%	23,342 (42%)	10,367 (21%)
				2020	43%		
				2021	30%		
				2022	19%		
				2023	10%		
都道府県 政令市等	17,037	11,988 (70%)	5,049 (30%)	2019	58%	9,797 (57%)	3,920 (23%)
				2020	49%		
				2021	33%		
				2022	22%		
				2023	11%		
市区町村	31,974	16,549 (52%)	15,425 (48%)	2019	50%	13,545 (42%)	6,447 (20%)
				2020	40%		
				2021	29%		
				2022	18%		
				2023	10%		
合計	55,434	33,090(60%)	17,839(32%)	22,344(40%)	32%	26,945(48%)	11,610(21%)

↑:2024年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

2019年度点検実施(5年経過):100%、2020年度点検実施(4年経過):80%、2021年度点検実施(3年経過):60%、2022年度点検実施(2年経過):40%、2023年度点検実施(1年経過):20%

完了済

着手済

【四国】橋梁、トンネル等の老朽化対策について(措置着手率、措置完了率)

○2巡目点検で区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設において措置に着手した割合は、四国の全道路管理者で橋梁67%、トンネル83%、道路附属物等※77%。

○措置完了率は、橋梁36%、トンネル52%、道路附属物等43%。

○特に、市町村の橋梁・トンネルにおいては、措置着手率の進捗が遅れている状況。

※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

■2巡目点検で区分Ⅲ・Ⅳと診断された施設の措置着手率及び措置完了率

施設名	管理者	措置が必要な施設数 (Ⅲ,Ⅳ)	措置に着手済 の施設数	措置完了済の 施設数	措置着手率	措置完了率	(参考:全国)	
橋梁	四国計	4,166	2,807	1,487	67%	36%	措置着手率	措置完了率
	国	190	176	74	93%	39%	60%	32%
	高速道路会社	5	5	4	100%	80%	78%	36%
	県	1,023	846	456	83%	45%	61%	34%
	市町村	2,948	1,780	953	60%	32%	61%	34%
トンネル	四国計	282	233	147	83%	52%	70%	35%
	国	35	25	12	71%	34%	52%	30%
	高速道路会社	26	26	22	100%	85%	71%	44%
	県	162	157	107	97%	66%	77%	44%
	市町村	59	25	6	42%	10%	63%	47%
道路附属物等	四国計	170	131	73	77%	43%	78%	51%
	国	84	76	42	90%	50%	46%	22%
	高速道路会社	0	-	-	-	-	69%	36%
	県	74	46	24	62%	32%	75%	34%
	市町村	12	9	7	75%	58%	64%	52%

※R6年度道路メンテナンス年報(R7.8公表)より

2)令和6年度の点検結果(四国全体)

< 橋梁の判定区分 >

◆道路橋の点検結果

四国全体		令和6年度 点検数	点検結果			
			I	II	III	IV
国		473	357	79	37	0
高速道路会社	西日本	179	20	157	2	0
	本州四国連絡	23	8	14	1	0
県		2,321	455	1,671	195	0
市町村		6,220	1,994	3,818	405	3
計		9,216	2,834	5,739	640	3

○橋梁では、四国全体（全道路管理者）における判定区分の割合は、

I 30.8%

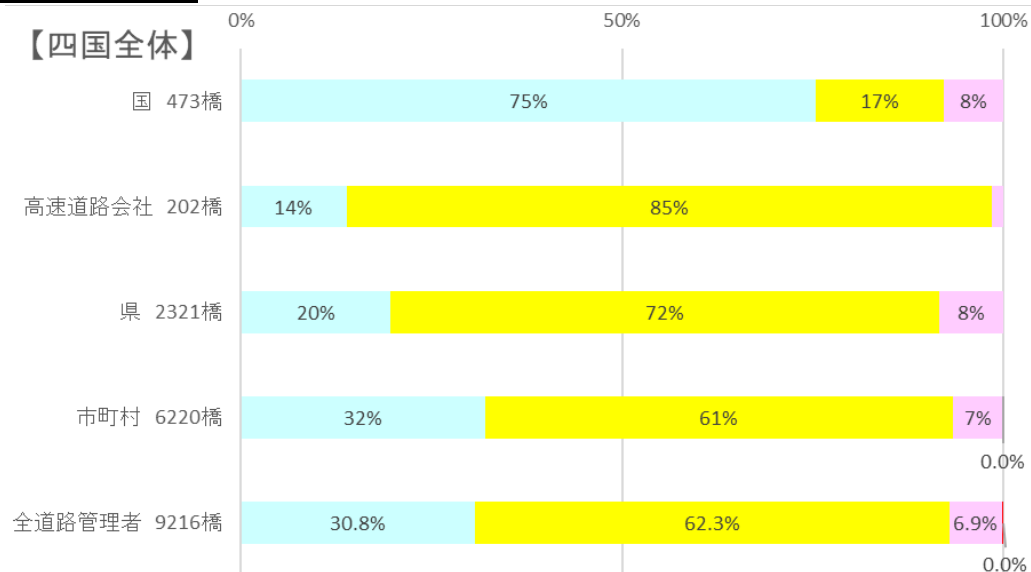
II 62.3%

III 6.9%

IV 0.03%

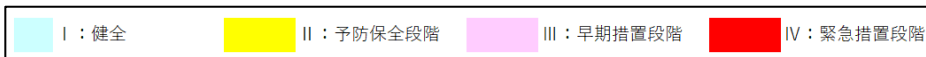
判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

【四国全体】



* 「道路メンテナンス会議調べ」（令和7年3月末時点）

* 管理施設数は撤去済・廃止済等の施設は除く



2)令和6年度の点検結果(香川県)

< 橋梁の判定区分 >

◆道路橋の点検結果

香川県		令和 6 年度 点検数	点検結果			
			I	II	III	IV
国		76	65	10	1	0
高速道路会社	西日本	73	0	73	0	0
	本州四国連絡	14	7	7	0	0
県		461	81	343	37	0
市町村		1,072	319	726	27	0
計		1,696	472	1,159	65	0

○橋梁では、香川県（全道路管理者）における判定区分の割合は、

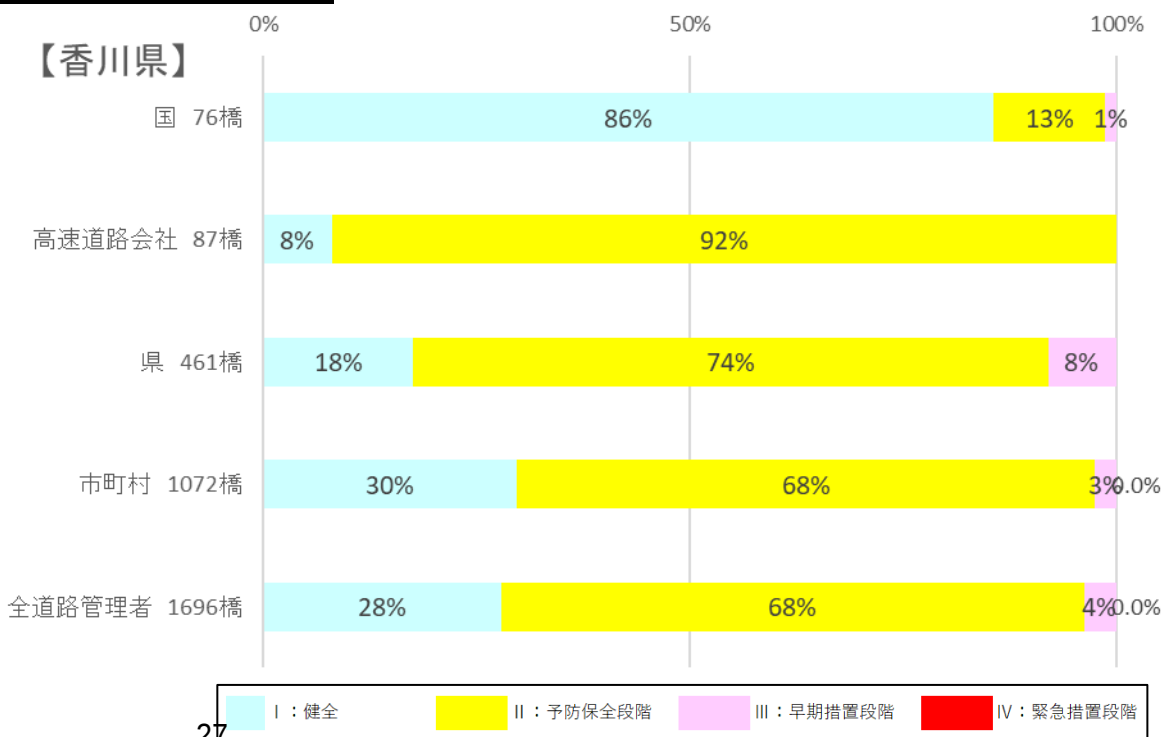
I 27.8%

II 68.3%

III 3.8%

IV 0.0%

判定区分	状態
I 健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II 予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III 早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV 緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。



* 「道路メンテナンス会議調べ」（令和 7 年3月末時点）

* 管理施設数は撤去済・廃止済等の施設は除く

2)三巡目点検計画(R6～R10) 香川県

◆道路橋の点検計画

(左：橋梁数 右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和 6 年度 (2024)		令和 7 年度 (2025)		令和 8 年度 (2026)		令和 9 年度 (2027)		令和 1 0 年度 (2028)	
国		475	76	16%	105	22%	94	20%	127	27%	73	15%
高速道路会社	西日本	343	73	21%	66	19%	57	17%	80	23%	67	20%
	本州四国連絡	44	14	32%	10	23%	4	9%	9	20%	7	16%
県		1,636	461	28%	452	28%	339	21%	384	23%	0	0%
市町		5,742	1,072	19%	1,342	23%	1,248	22%	1,231	21%	849	15%
計		8,240	1,696	21%	1,975	24%	1,742	21%	1,831	22%	996	12%

◆トンネルの点検計画

(左：橋梁数 右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和 6 年度 (2024)		令和 7 年度 (2025)		令和 8 年度 (2026)		令和 9 年度 (2027)		令和 1 0 年度 (2028)	
国		4	0	0%	0	0%	4	100%	0	0%	0	0%
高速道路会社	西日本	20	4	20%	6	30%	6	30%	4	20%	0	0%
	本州四国連絡	0	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
県		29	0	0%	0	0%	29	100%	0	0%	0	0%
市町		8	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	8	100%
計		61	4	7%	6	10%	39	64%	4	7%	8	13%

◆道路附属物等の点検計画

(左：橋梁数 右：比率)

管理者		管理施設数	点検計画									
			令和 6 年度 (2024)		令和 7 年度 (2025)		令和 8 年度 (2026)		令和 9 年度 (2027)		令和 1 0 年度 (2028)	
国		185	26	14%	29	16%	37	20%	48	26%	45	24%
高速道路会社	西日本	82	3	4%	28	34%	18	22%	13	16%	20	24%
	本州四国連絡	10	4	40%	0	1%	1	10%	1	10%	4	40%
県		137	0	0%	0	0%	82	60%	55	40%	0	0%
市町村		33	2	6%	4	12%	4	12%	20	61%	3	9%
計		447	35	8%	61	14%	142	32%	137	31%	72	16%

* 「道路メンテナンス会議」調べ（令和7年3月末時点）

* 予算措置状況、施設の新設・撤去・廃止・管理移管等により変更する場合がある

* 管理施設の新設・撤去・廃止・管理移管・診断中により管理施設数と点検数が一致しない場合がある

3)判定区分Ⅲ、Ⅳ施設の修繕等措置の実施状況

3)判定区分Ⅲ、Ⅳの橋梁の修繕等措置の実施状況(香川県)

- 2 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された橋梁で、2025年3月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：100%、地方公共団体：77%（県：97%、市町村：62%）。

香川県

管理者	点検施設数	措置が必要な 施設数	措置に着手済 の施設数		措置着手率	うち完了率		未着手施設数
				うち完了				
国土交通省	469	8	8	6	100%	75%	0	
高速道路会社	377	0	-	-	-	-	-	
西日本高速	333	0	-	-	-	-	-	
本四高速	44	0	-	-	-	-	-	
地方公共団体計	7,275	458	353	188	77%	41%	105	
県	1,607	196	191	90	97%	46%	5	
市町村	5,668	262	162	98	62%	37%	100	
合計	8,121	466	361	194	77%	42%	105	

四国 (参考)

管理者	点検施設数	措置が必要な 施設数	措置に着手済 の施設数		措置着手率	うち完了率		未着手施設数
				うち完了			うち完了率	
国土交通省	2,670	190	176	74	93%	39%	14	
高速道路会社	1,242	5	5	4	100%	80%	0	
西日本高速	1,124	5	5	4	100%	80%	0	
本四高速	118	0	-	-	-	-	-	
地方公共団体計	43,369	3,971	2,626	1,409	66%	35%	1,345	
県	9,565	1,023	846	456	83%	45%	177	
市町村	33,804	2,948	1,780	953	60%	32%	1,168	
合計	47,281	4,166	2,807	1,487	67%	36%	1,359	

3)判定区分Ⅲ、Ⅳのトンネルの修繕等措置の実施状況(香川県)

- 2 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断されたトンネルで、2025年3月末までに修繕等の措置に着手した割合は、高速道路会社：100%、地方公共団体：71%（県：100%、市町村：0%）。

香川県

管理者	点検施設数	措置が必要な 施設数	措置に着手済 の施設数		措置着手率	うち完了率		未着手施設数
				うち完了				
国土交通省	4	0	-	-	-	-	-	
高速道路会社	19	2	2	2	100%	100%	0	
	西日本高速	19	2	2	100%	100%	0	
	本四高速	0	-	-	-	-	-	
地方公共団体計	35	7	5	4	71%	57%	2	
県	27	5	5	4	100%	80%	0	
市町村	8	2	0	0	0%	0%	2	
合計	58	9	7	6	78%	67%	2	

四国 (参考)

管理者		点検施設数	措置が必要な	措置に着手済		措置着手率		未着手施設数
			施設数	の施設数	うち完了	うち完了率		
国土交通省		165	35	25	12	71%	34%	10
高速道路会社		162	26	26	22	100%	85%	0
	西日本高速	153	26	26	22	100%	85%	0
	本四高速	9	0	-	-	-	-	-
地方公共団体計		663	221	182	113	82%	51%	39
	県	500	162	157	107	97%	66%	5
	市町村	163	59	25	6	42%	10%	34
合計		990	282	233	147	83%	52%	49

3)判定区分Ⅲ、Ⅳの附属物の修繕等措置の実施状況(香川県)

- 2 巡目点検で早期に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅲ）又は緊急に措置を講ずべき状態（判定区分Ⅳ）と診断された附属物で、2025年3月末までに修繕等の措置に着手した割合は、国土交通省：89％、地方公共団体：95％（県：95％、市町村：100％）。

香川県

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数		措置着手率	うち完了率		未着手施設数
				うち完了				
国土交通省	176	19	17	9	89%		47%	2
高速道路会社	92	0	-	-	-		-	-
西日本高速	82	0	-	-	-		-	-
本四高速	10	0	-	-	-		-	-
地方公共団体計	163	21	20	9	95%		43%	1
県	130	20	19	8	95%		40%	1
市町村	33	1	1	1	100%		100%	0
合計	431	40	37	18	93%		45%	3

四国 (参考)

管理者	点検施設数	措置が必要な施設数	措置に着手済の施設数		措置着手率	うち完了率		未着手施設数
				うち完了				
国土交通省	757	84	76	42	90%		50%	8
高速道路会社	395	0	-	-	-		-	-
西日本高速	374	0	-	-	-		-	-
本四高速	21	0	-	-	-		-	-
地方公共団体計	568	86	55	31	64%		36%	31
県	479	74	46	24	62%		32%	28
市町村	89	12	9	7	75%		58%	3
合計	1,720	170	131	73	77%		43%	39

国道11号 牟礼第2横断歩道橋(香川県高松市牟礼町)

【概要】 橋長 58.1m 建設年:1971年
日交通量:26,032台 大型車混入率:4.4%

【対策】

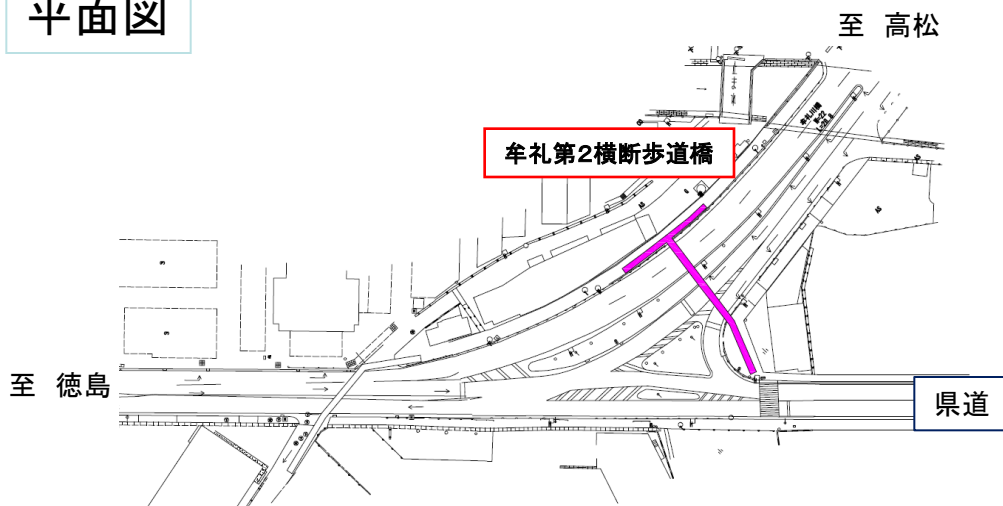
- FRPシート接着:横桁、蹴上げ、地覆の腐食進行箇所
- 塗替塗装:上部工、地覆、高欄、蹴上げの腐食箇所
- 橋面補修:橋面舗装劣化による補修

完了年月:令和7年8月

令和3年度 Ⅲ判定



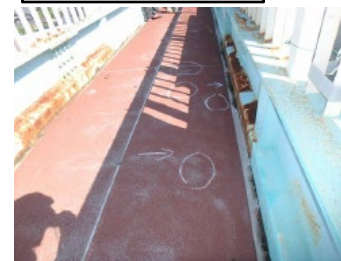
平面図



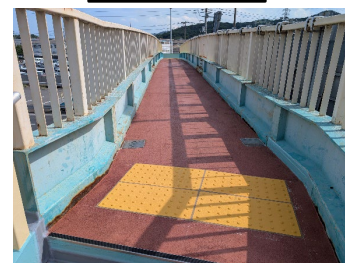
施工上の留意点

- ①支障物件(案内標識・規制標識)の撤去設置
- ②上空占用物(電線)との離隔を考慮した施工計画
- ③交差道路管理者(県)との規制協議
- ④通学路利用者(小学校)との施工協議
- ⑤施工に影響する隣接者との協議

対策前
(橋面舗装劣化)



対策後
(橋面補修)



対策前
(腐食)



対策後
(塗替塗装)



お お や ぶ ち っ こ う う た づ ま っ つ や ま は し
県道大屋富築港宇多津線 松山橋 (香川県坂出市)

【概要】

○橋長 60m 建設年:1999年 橋種:ポステンT桁

【所見】

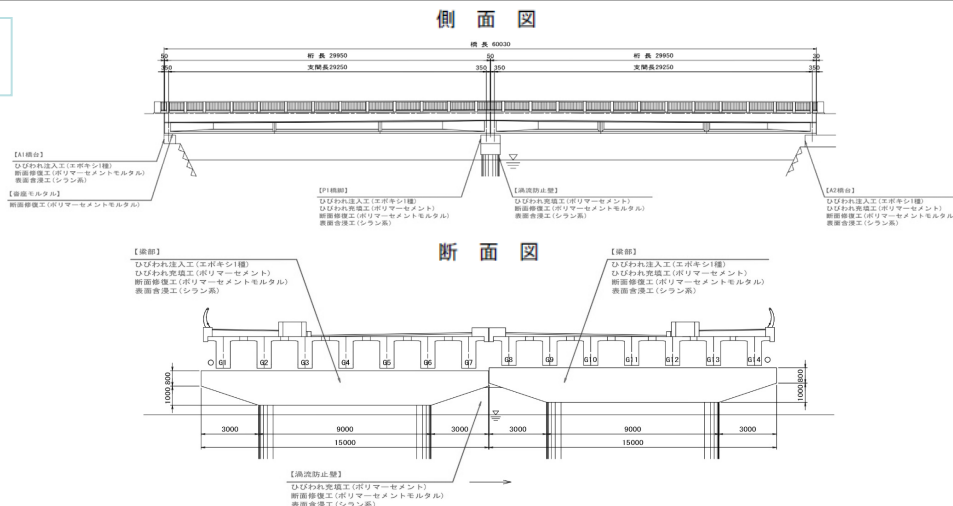
○下部工に剥離・鉄筋露出しており、速やかに補修を行う必要がある。

【対策】

○ひび割れ補修工 ○断面修復工 ○表面含浸工

完了年月:令和7年10月

一般図



令和3年度 Ⅲ判定



対策状況



工夫内容

新技術「マジカルリペラー」を採用することにより、施工費の削減やコンクリートの長寿命化を図った。

新技術の採用

従来の浸透性
吸水防止剤

(シリラン系) ○コンクリート中のアルカリ成分にて徐々に分解される。
○長期的な吸水防止効果は期待できない。
(シロキサン系) ○極表層部のみの吸水防止。
○層摩耗等により吸水防止層自体が無くなってしまう。
⇒ 一般的に1~2年毎に再塗布をする必要がある。

<新技術>
マジカルリペラー

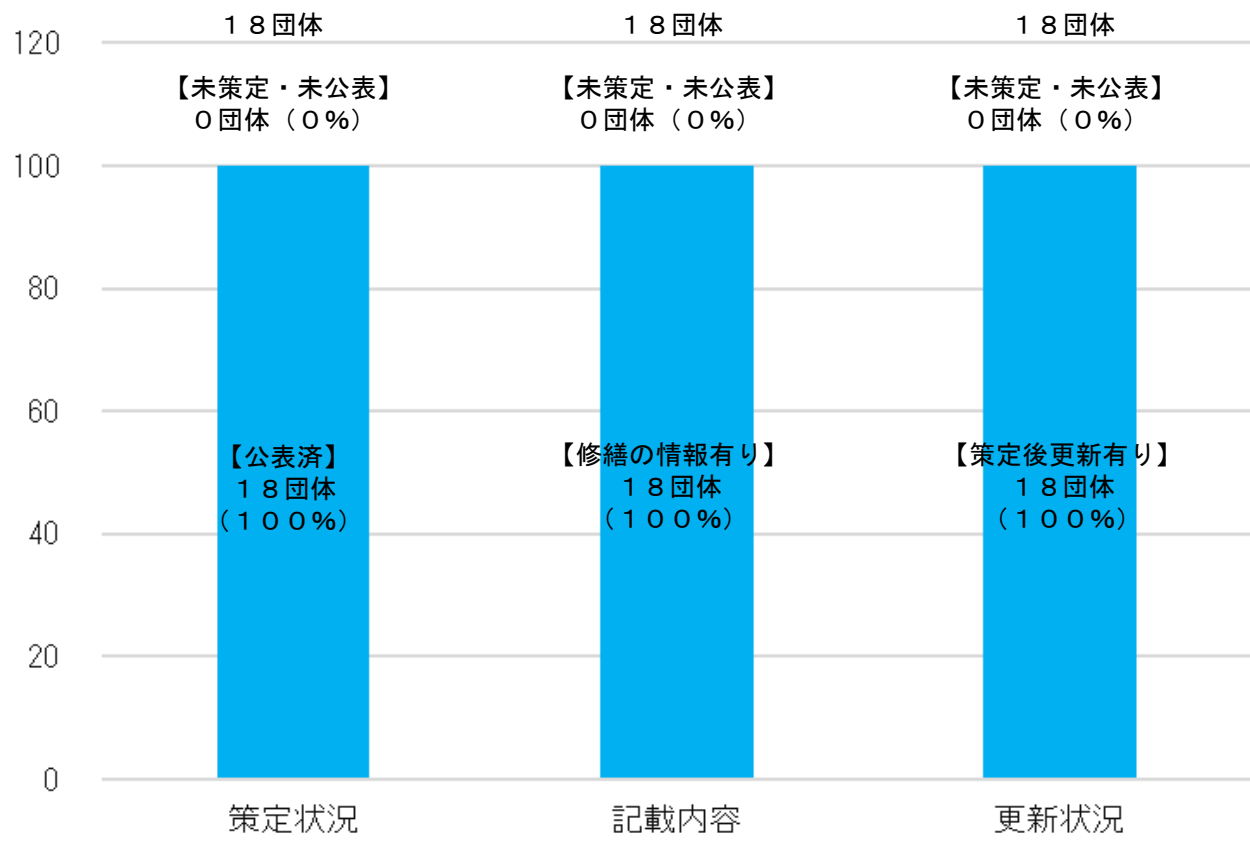
○十分に浸透した高密度の吸水防止層を形成。
○シリラン・シロキサン系はコンクリート中のアルカリに分解されにくい。
○表層部が揮発したり、摩耗しても内部には十分な吸水防止層が存在する。
⇒ 長期的に吸水防止効果が期待できる。

4)個別施設計画の策定・更新状況

4)橋梁個別計画の策定状況(香川県)

- 香川県内では18団体全て策定済みであり、策定済みで公表していない地方公共団体はありません。
- 修繕の時期や内容を橋梁毎に示していない計画となっている地方公共団体はありません。
- 計画の策定後に点検結果を反映するなど計画の更新を行っていない地方公共団体はありません。

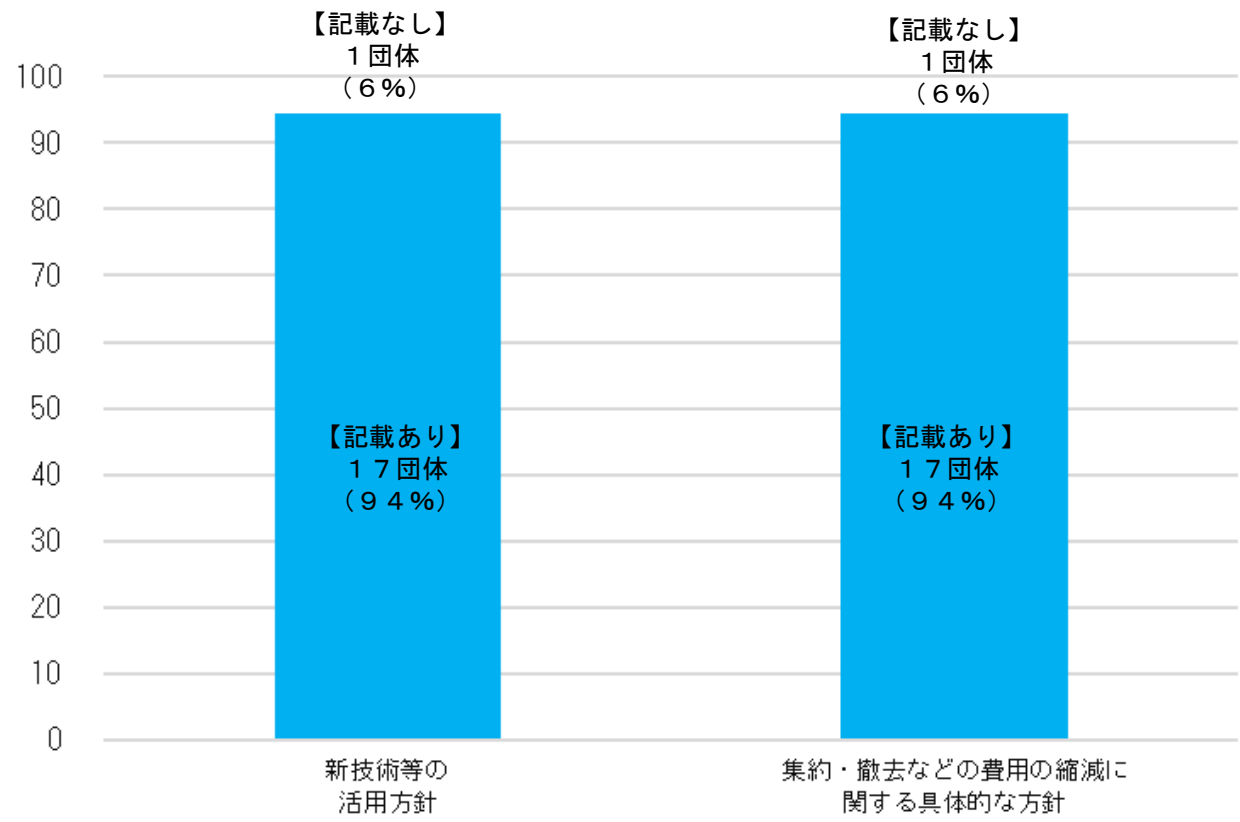
【橋梁(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)の策定、記載内容、更新の状況(地方公共団体)】



4)個別計画の記載内容(香川県)

○ 2024年度時点で、18の地方公共団体のうち、17団体が橋梁の長寿命化計画（個別施設計画）に「新技術等の活用方針」を記載しており、「集約・撤去などの費用の縮減に関する具体的な方針」についても18の地方公共団体のうち、17団体が記載しております。

【橋長(2m以上)の長寿命化修繕計画(個別施設計画)における記載状況(地方公共団体)】



事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 2 日

北海道開発局 地域事業管理官 様
各地方整備局 地域道路課長 様
沖縄総合事務局 道路建設課長 様

道路局国道・技術課
道路メンテナンス企画室 課長補佐

道路メンテナンス事業補助制度の要綱について

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化を図りつつ、持続可能なインフラメンテナンスを実現するためには、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設計画毎の長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定し、これに基づき計画的に投資していくことが重要であることから、道路メンテナンス事業補助制度では、令和 8 年度予算から、下記のとおり補助要件が変更となります。

各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局においては、貴管内の都道府県及び政令指定市、市区町村に対しても周知されるようお願いいたします。

記

道路メンテナンス事業補助制度要綱の第 5 第 2 項（2）については、附則（令和 5 年 3 月 2 9 日付け国道メ企第 9 0 号）の 2 により、令和 7 年度までは適用しないとしていますが、令和 8 年度予算から適用されることになります。各施設の長寿命化修繕計画に下記の内容を記載するよう、地方公共団体に再度周知徹底をお願いします。

（記載内容）

『集約・撤去』や『新技術等の活用』に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果※ ※『集約・撤去』と『新技術等の活用』両方の記載が必要

（新技術等の活用の記載例）

- 令和○年度までに、管理する橋梁のうち○○橋で新技術を活用※¹し、従来技術を活用した場合と比較して○千万円のコスト縮減を目指す※²

（集約・撤去に関する記載例）

- 周辺状況や利用状況調査をもとに、集約化・撤去を目指すことで、更新時期を迎える令和○年度までに※¹、必要となる費用を約○割程度の縮減を目標とする。※²

(合わせて記載する場合の記載例)

以下の取組を実施することで、令和○年度までに○○千万円のコスト縮減を目指す※²

- 令和○年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない○橋の集約化・撤去を目指す※¹
- 今後、○年間で、管理する橋梁のうち○○橋で新技術の活用を目指す※¹

※1 集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標の記載

※2 短期的な数値目標を掲げた取組の実施によるコスト縮減効果の記載

○ 『集約化・撤去』に関する記載については、施設の利用状況等により具体的な記載が難しい場合もあるため記載例を示す。

○ 令和7年6月20日付けの『「インフラ長寿命化基本計画」に基づく「インフラ長寿命化計画（行動計画）」及び「個別施設計画」の地方公共団体における策定・公表状況の更新について（依頼）』にて、長寿命化修繕計画の記載状況を確認いただいているところですが、今回の記載例等を踏まえ、各地整においては地方公共団体の記載内容について、再度確認を行っていただきますようお願いします。

道路メンテナンス事業補助制度

制度概要

道路の点検結果を踏まえ策定される長寿命化修繕計画に基づき実施される道路メンテナンス事業に対し、計画的かつ集中的な支援を実施するもの

対象構造物

橋梁、トンネル、道路附属物等（横断歩道橋、シェッド、大型カルバート、門型標識）

対象事業

修繕、更新、撤去

- ※撤去は集約に伴う構造物の撤去や横断する道路施設等の安全の確保のための構造物の撤去、治水効果の高い橋梁の撤去を実施するもの
- ※修繕、更新、撤去の計画的な実施にあたり必要となる点検、計画の策定及び更新を含む
- ※集約・撤去や新技術等の活用に関する短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果を長寿命化修繕計画に記載（R8年度から適用）

優先支援事業 (R7年度)

- ・ 新技術等を活用する事業※¹
- ・ 長寿命化修繕計画に短期的な数値目標※²及びそのコスト縮減効果を記載した自治体の事業
- ・ 『地域インフラ群再生戦略マネジメント』※³のモデル地域において広域連携により実施する事業

- ※¹ コスト縮減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業
- ※² 「集約・撤去」または「新技術等の活用」に関する数値目標
- ※³ 広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントするもの

事業イメージ

- 地方公共団体は、長寿命化修繕計画（個別施設計画）を策定
- 橋梁、トンネル、道路附属物等の個別施設毎に記載された計画に位置づけられた道路メンテナンス事業を支援

国費率

国費：5.5 / 10 × δ （δ：財政力指数に応じた引上率）

国庫債務負担行為の活用

国庫債務負担行為を可能とし、効率的な施工（発注）の実施と工事の平準化を図る

長寿命化修繕計画

〇〇市 橋梁

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【橋梁】

〇〇市 トンネル

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【トンネル】

〇〇市 道路附属物等

長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果
・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）



【道路附属物等】

道路メンテナンス事業補助制度における優先的な支援(R7年度)

背景・概要 今後の維持管理・更新費の増加や将来の人口減少が見込まれる中、老朽化が進行する道路施設に対応するためには、新技術等の活用促進、実効性のある長寿命化修繕計画の策定促進および『地域インフラ群再生戦略マネジメント』の取組促進を図る必要があることから、道路メンテナンス事業補助制度において優先的な支援を実施。

優先支援①「新技術等の活用促進」

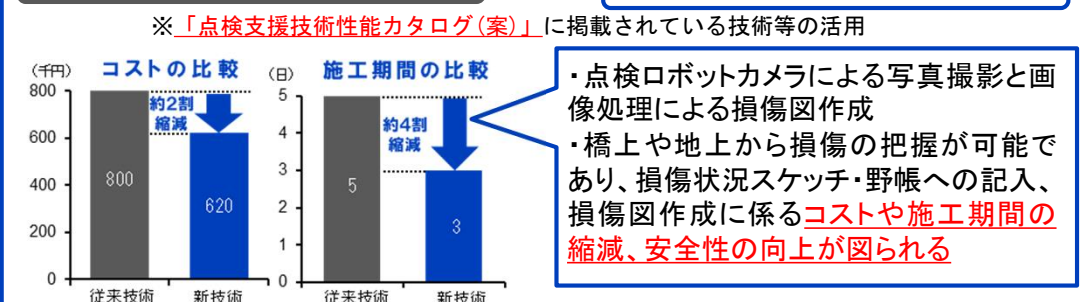
優先支援対象
コスト削減や事業の効率化等を目的に新技術等を活用する事業のうち、試算などにより効果を明確にしている事業

従来 近接・野帳の記入が**必要**
ボートによる近接目視



新技術 近接・野帳の記入が**不要**
点検ロボットカメラによる写真撮影





優先支援②「実効性ある長寿命化修繕計画の策定促進」

優先支援対象
長寿命化修繕計画において「集約・撤去」や「新技術等の活用」に関する短期的な数値目標及びそのコスト削減効果を記載した自治体の事業

〇〇市
橋梁
長寿命化修繕計画
【個別施設計画】

記載内容
・計画全体の方針
・短期的な数値目標及びそのコスト削減効果
・個別の構造物ごとの事項(諸元、点検結果等)

【集約化・撤去】
(例)
以下の取組を実施することで、令和7年度までに〇〇千万円のコスト削減を目指す

- 令和5年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない〇〇橋の集約化・撤去を目指す

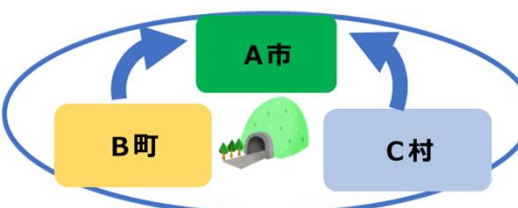
【新技術等の活用】
(例)
令和7年度までに、管理する橋梁の内〇〇橋で新技術を活用し、従来技術を活用した場合と比較して〇千万円のコスト削減を目指す。

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

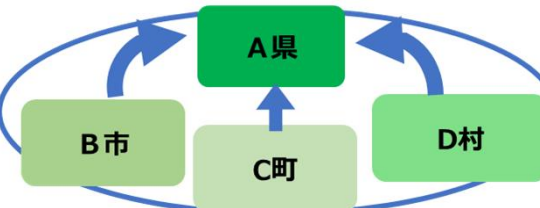
集約化・撤去	令和2年度点検の結果、 迂回路が存在し集約が可能と考えられる3橋のうち判定区分Ⅲとなった1橋について 、今後、周辺状況や利用調査を基に、 令和7年度までの集約化・撤去を目指す ことで、更新時期を迎える令和17年度までに必要となる 費用を約6割程度削減することを目指します。
新技術等の活用	2025年(令和7年)までの5年間に 、定期点検を実施する 橋梁3橋については 、長大河川及び水面部、又は高橋脚等の損傷確認で、費用の削減や事業の効率化等の効果が見込まれる 新技術(あるいは新技術に類する技術)を活用し、200万円のコスト削減を目指します。

優先支援③「『地域インフラ群再生戦略マネジメント』の取組促進」

優先支援対象
『地域インフラ群再生戦略マネジメント※1』のモデル地域※2において広域連携により実施する事業



一つの市区町村がリードし、複数市区町村で連携



都道府県がリードし、管内の市区町村と連携

※1 『地域インフラ群再生戦略マネジメント』(以下、群マネ)とは、広域・複数・多分野のインフラを「群」として捉え、総合的かつ多角的な視点から戦略的に地域のインフラをマネジメントするもの。

※2 群マネの取組を全国的に展開していくため、地方公共団体を対象にモデル地域の公募を行い、令和5年12月1日に選定された地域。

長寿命化修繕計画の記載事例について

『新技術等の活用』や『集約化・撤去』に関する短期的数値目標及びそのコスト縮減効果を、長寿命化修繕計画に記載することが、来年度から道路メンテナンス事業補助の補助要件となる。

『集約化・撤去』に関する記載については、施設の利用状況等により具体的な記載が難しい場合もあるため、下記のとおり記載例を示す。

実施可能な場合

【記載例】

集約化・撤去	点検の結果、判定区分Ⅲとなった〇橋のうち、迂回路が存在し集約が可能と考えられる〇橋について、今後、周辺状況や利用調査を基に、令和〇年度までの集約化・撤去を目指すことで、更新時期を迎える令和〇年度までに必要となる費用を約〇割程度縮減することを目指します。
--------	--

具体的な取り組み内容や期間、数値目標の記載

〇〇市 橋梁 長寿命化修繕計画 【個別施設計画】 記載内容 ・計画全体の方針 ・短期的な数値目標及びそのコスト縮減効果 ・個別の構造物ごとの事項（諸元、点検結果等）	【集約化・撤去】 （例） 以下の取組を実施することで、令和〇年度までに約〇〇千円のコスト縮減を図る。 令和〇年度までに、迂回路が存在し交通量の少ない〇橋の集約化・撤去を行う。
--	---

実施が難しい場合

【記載例】

集約化・撤去対象の検討を行った結果、管理する施設は緊急輸送道路等の重要な路線のほか、山間部に位置しており、迂回路がない路線であること、隣接する迂回路を通行した場合、約〇km（所要時間〇分）を迂回することとなり、社会活動等に影響を与えるため集約化・撤去を行うことが困難である。

周辺の状況や施設の利用状況を踏まえて、再度検討を行う。

【検討項目】

利用状況・施設状況	交通量などの利用状況や施設の状況
迂回路の状況	迂回距離（近接迂回路との距離）、迂回時間

5)道路事業における地域一括発注の取組

5) 道路事業における地域一括発注の取組について

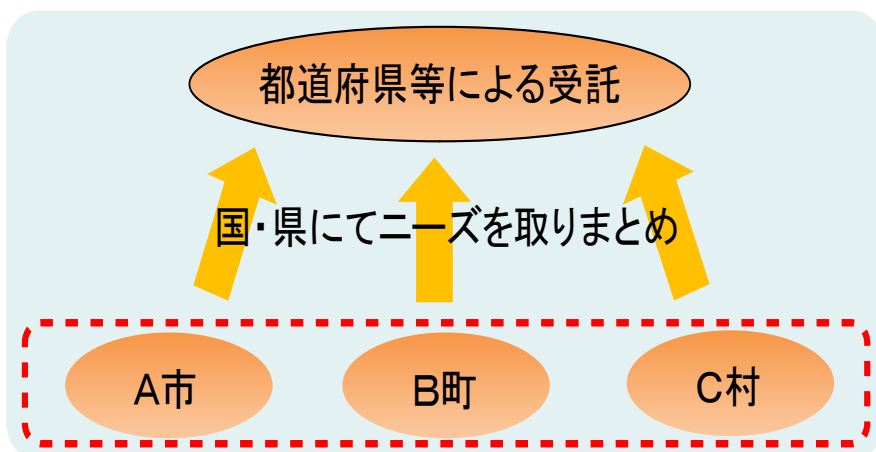
地域一括発注の実施状況

- 市区町村の人不足・技術力不足を補うため、市区町村の点検・診断の発注事務を都道府県が一括して実施。
- 2024年度は392市区町村(29道府県)が地域一括発注を活用。

2025年8月)

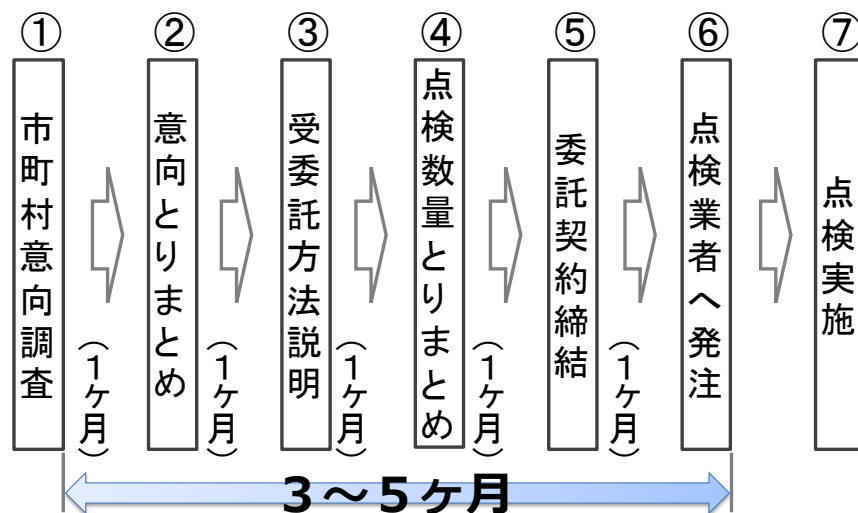
【イメージ図】

- ・ 市町村のニーズを踏まえ、地域単位での点検業務の一括発注等の実施



【手続きの流れ】

- ・ 国、都道府県にて市町村の意向調査を実施し、点検数量をとりまとめた上で、点検業者へ発注



【体制】 道路事業における地域一括発注の取組について(四国)

	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	合計
R6実績	神山町、海陽町、上板町 3町	対象なし ー	松山市、東温市、久万高原町、 内子町、愛南町 2市3町	室戸市、安芸市、南国市、香南市、いの町、越知町、仁淀川町、 中土佐町、四万十町、土佐清水市 5市5町	7市11町
R7予定	神山町、牟岐町、美波町、 海陽町、上板町 5町	対象なし ー	松山市、東温市、久万高原町、 伊予市、愛南町 3市2町	室戸市、東洋町、安芸市、南国市、 香南市、大川村、いの町、越知町、 仁淀川町、中土佐町、四万十町、 土佐清水市 5市6町1村	8市13町1村

※「道路メンテナンス会議調べ」(令和7年9月末時点)

※市町村の点検業務を各県、公社、技術センターがとりまとめて発注

6)道路メンテナンスの技術支援(研修)

6)地方自治体職員を対象とする研修の実施

- 地方自治体の職員の技術力育成のため、橋梁、トンネル等の定期点検に必要な知識と技能の習得を目的に全国の地方整備局等で研修を開催。
- コースは、橋梁初級Ⅰ（点検）、橋梁初級Ⅱ（措置）、トンネル初級（点検）の3コース。
- カリキュラムは全国共通で、国土技術政策総合研究所担当官の講義など、最新の知見を盛り込み。
- 四国技術事務所（高松市牟礼町）で開催。受講料は不要（コピー代等のみ自治体負担）。
- 令和7年度分は、令和7年2月27日に募集（整備局研修担当から各自治体に連絡）。

【研修コースの概要】

橋梁初級Ⅰ（全国共通 H26～） “職員自ら、橋梁の点検ができるようになります”

○道路橋の定期点検に関する研修。省令に定義される「知識と技能を有する者」として、最低限必要な知識と技能を習得。

○対象者は、国及び地方自治体の職員で、定期点検に携わる方（今後を含む）。

○座学＋現地実習＋達成度確認試験の5日間。募集人員20人。

（募集締切 6/24）

R7 8/25～8/29 済

※座学3日間は、Web開催

橋梁初級Ⅱ（全国共通 R2～） “橋梁補修の設計・積算の能力がアップします”

○道路橋定期点検要領の「措置」に関する研修。過不足のない修繕などの実施にあたり必要な基礎知識を習得。

○対象者は、国及び地方自治体の職員で、補修設計・工事に携わる方（今後を含む）。

○座学＋現地実習の4日間。募集人員20人。

（募集締切 10/1）

R7 12/2～12/5

※座学3日間は、Web開催

トンネル初級（全国共通 H26～） “職員自ら、トンネルの点検ができるようになります”

○トンネルの定期点検に関する研修。省令に定義される「知識と技能を有する者」として、最低限必要な知識と技能を習得。

○対象者は、国及び地方自治体の職員で、定期点検に携わる方（今後を含む）。

○座学＋現地実習の3日間。募集人員20人。

（募集締切 8/21）

R7 10/22～10/24

※座学2日間は、Web開催

6)これまでの研修の実績

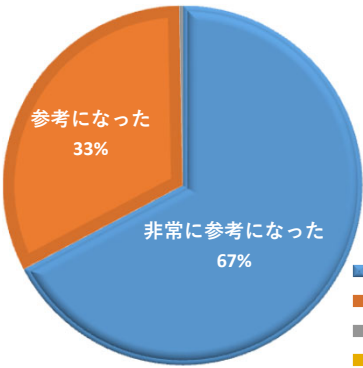
- 全国において平成26年度から令和6年度までに約1,000の自治体から約6,900名が参加。
(四国のR6までの実績; 41自治体から330名参加)
- 受講修了者の約7割が「非常に参考になった」と回答。
- 現場に戻った受講修了者から、「研修で教わったことが、直営の点検業務で役立っている」、「点検業者からの報告の理解や質疑に役立っている」といった声が寄せられている。



研修の状況（座学）



研修の状況（現地実習）



受講修了者アンケートの結果
(四国; H26~R6 N=330名)

点検の経験がない方でも、
一から学ぶことができるので、
受講することをお勧めします。



A市都市計画課技師

打音検査の音の違い、近接目視による腐食・ひび割れの変状把握など実際に経験しなければ理解が難しいことが実習でき、直営の点検業務に役立っています。

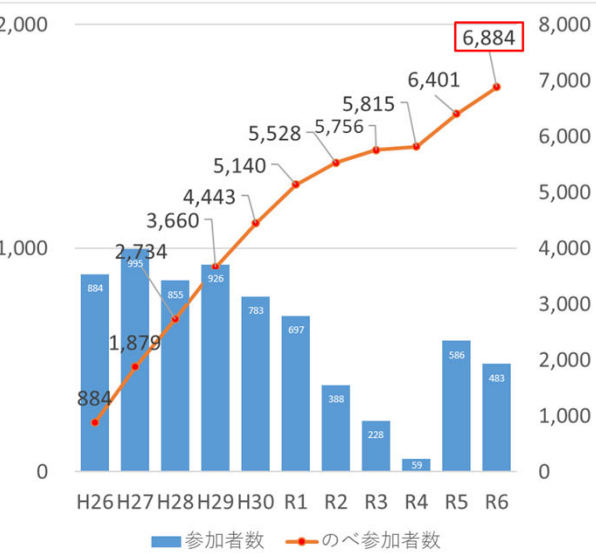


B町土木課技師

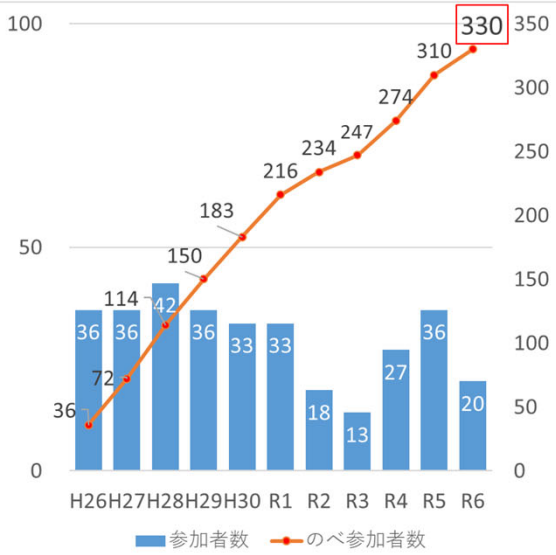
座学と実習を通じ、道路橋の構造や部材の状態の評価に必要な知識と技能を身に付けることができ、点検業者からの報告の理解や質疑に役立っています。



C県土木事務所建設課技師



研修に参加した自治体の職員数の推移（全国）



研修に参加した自治体の職員数の推移（四国）

6)これまでの参加自治体

【参加自治体(H26～R6)】

徳島県の自治体(10団体／25団体)

- ・徳島県
- ・徳島市
- ・鳴門市
- ・阿南市
- ・吉野川市
- ・阿波市
- ・三好市
- ・上勝町
- ・石井町
- ・つるぎ町

香川県の自治体(5団体／18団体)

- ・香川県
- ・高松市
- ・さぬき市
- ・琴平町
- ・まんのう町

愛媛県の自治体(14団体／21団体)

- ・愛媛県
- ・松山市
- ・今治市
- ・宇和島市
- ・八幡浜市
- ・新居浜市
- ・西条市
- ・大洲市
- ・伊予市
- ・四国中央市
- ・東温市
- ・久万高原町
- ・砥部町
- ・松野町

高知県の自治体(12団体／35団体)

- ・高知県
- ・高知市
- ・安芸市
- ・土佐市
- ・宿毛市
- ・東洋町
- ・本山町
- ・いの町
- ・仁淀川町
- ・中土佐町
- ・佐川町
- ・越知町

※下線の自治体はR6初参加

計 41団体／99団体

〔参考〕令和7年度分の研修募集

国四整人第 329号
令和 7年 2月27日

四国管内各地方自治体
研修担当部局 御中

国土交通省四国地方整備局
総務部人事課長
(公印省略)

令和7年度 四国地方整備局実施研修の聴講員の受入について (照会)

平素より、国土交通行政の推進並びに四国地方整備局計画研修の実施について、ご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

四国地方整備局が実施する研修では、四国地域の国土交通行政の促進に資するため、平成16年度より、四国管内の全地方自治体に対し、研修の聴講を案内しております。

つきましては、令和7年度実施研修の聴講員受入について、(別紙1)及び(別紙2)のとおり、研修ごとの聴講案内を希望されるかどうか照会を致します。

回答については、「(様式1) 希望等調査票」にてご回答ください。

なお、ご回答頂きました照会結果に基づき、来年度4月以降、各研修の聴講案内を送付する予定です。

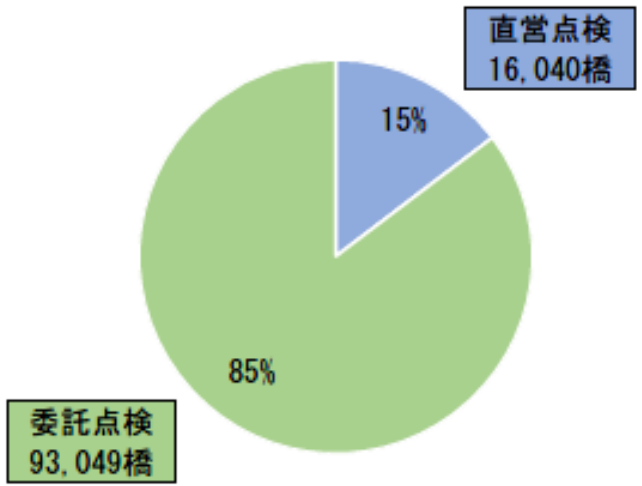
なお、平成24年度より、実費相当分のうちテキスト代と宿泊に係る光熱水量費等の施設維持管理費を、聴講員派遣機関にてご負担いただいております。令和7年度につきましては、(別紙1)に予定額を記載しておりますので、ご参照ください。

年度替わりのお忙しい時期で大変申し訳ございませんが、貴所関係部署へご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

6)〔参考〕点検実施者の保有資格等

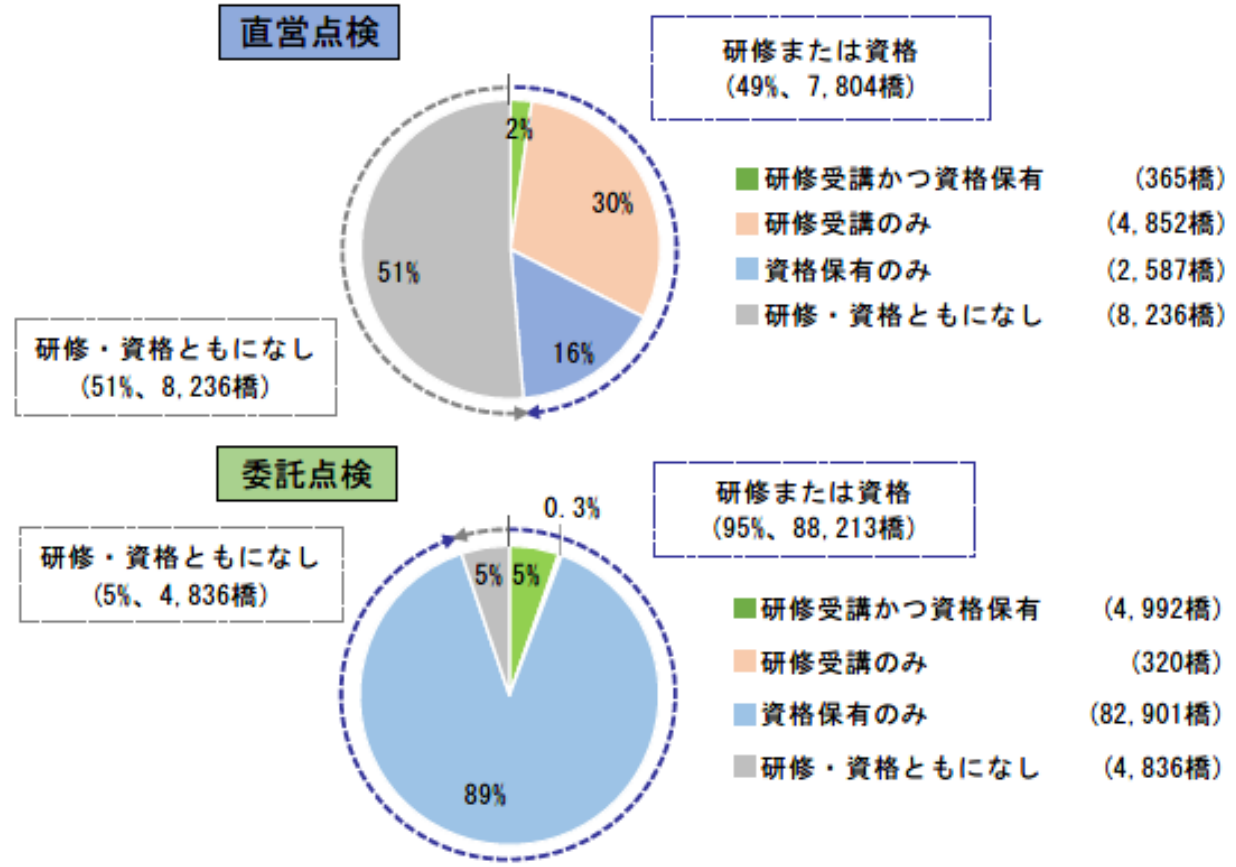
- 2024年度に地方公共団体が実施した橋梁点検のうち、職員自らが点検(直営点検)を実施した割合は15%。
- 直営点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修※¹を受講又は資格※²を保有している割合は49%、研修・資格ともになしは51%。
- 委託点検による点検実施者のうち、国土交通省の実施する研修を受講又は資格を保有している割合は95%、研修・資格ともになしは5%。
- 点検の精度向上するためには研修受講、資格の活用など点検技術の向上を図る必要があります。

○ 点検実施橋梁の直営点検と委託点検の割合



※2024年度に点検を実施した施設のうち、報告があった109,089橋を対象に橋梁数ベースで算出。(右図も同様)

○ 点検実施者の保有資格や研修受講歴



※1 研修: 国土交通省が実施する道路管理実務者研修又は道路橋メンテナンス技術講習
※2 資格: 技術士または国土交通省登録技術資格(公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規定に基づく国土交通省登録資格)